

阿南工業高等専門学校における補助金等の受領前使用に係る立替えに関する要項
(平成19年3月30日)
(要項第17号)

(目的)

第1条 この規則は、阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）に所属する者が次条各号に規定する補助金等の研究代表者等として研究を遂行する場合に、補助金等を受領するまでの間（以下「受領前」という。）の当該研究の実施に必要な資金を、その管理者である本校が立替えを行うことができるものとし、これに関する必要な事項を定め、もって当該研究の円滑な推進と補助金等の適正な執行に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「補助金等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 補助金

- イ 科学研究費補助金（文部科学省）
- ロ 科学研究費補助金（独立行政法人日本学術振興会）
- ハ 大学改革推進等補助金（文部科学省）
- ニ 産業技術研究助成事業（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）
- ホ 上記以外の補助金

(2) 受託研究等

- イ 受託研究費（国、地方公共団体、独立行政法人その他公法人からの受託研究）
- ロ 受託事業費（国、地方公共団体、独立行政法人その他公法人からの受託事業）

(3) その他本校の運営上、校長が一時的に立替えすることを必要と認めたもの
(立替えの財源及び上限額)

第3条 立替えの財源は、原則として、本校の余裕金の範囲内とする。

2 立替金額の上限は、第6条に規定する期間において、当該研究の実施のため支出を予定する金額とする。

(金利)

第4条 立替えをする場合には、金利を付さない。

(立替えを受けることのできる研究代表者等の範囲)

第5条 立替えを受けることのできる研究代表者等は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 新規に交付又は申込み（以下「交付等」という。）の内定を受けた研究代表者及び研究分担者
- (2) 前年度に継続分として当該年度の内約を受けた研究代表者及び研究分担者
(立替えを受けることのできる期間)

第6条 研究代表者等が立替えを受けることのできる期間は、交付等の内定を受けたとき（継続研究については、当該年度の4月1日）から交付等の決定に基づき補助金等を受領する日の前日までとする。

(立替えの申込み)

第7条 立替えを受けようとする研究代表者等は、別紙様式1の「補助金等の受領前使用に係る立替申込書」（以下「立替申込書」という。）を契約担当役に提出するものとする。

る。

2 立替申込書は、毎月20日までに提出するものとする。

(立替えの承認)

第8条 契約担当役は、研究代表者等から提出された立替申込書について、補助金等の受領前に使用する理由が明確で、立替えすることが真にやむを得ないものであると判断できる場合は、立替えの申込みを承認するものとする。

2 申込みを承認した場合は、別紙様式2の「補助金等の受領前使用に係る立替承認書」を研究代表者等へ通知するものとする。

(経理事務)

第9条 立替金額に関する経理事務は、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（平成16年高専機構規則第34号）及びこれに基づく規程、要項等の定めるところによる。

2 出納命令役は、補助金等受領後直ちに立替金の精算をするものとする。

3 立替えを受けた研究代表者等は、補助金等が交付等されなかった場合、その責任において立替金を返済するものとする。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年6月21日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

様式 1 (第 7 条関係)

補助金等の受領前使用に係る立替申込書

和暦 年 月 日

阿南工業高等専門学校 契約担当役 殿

所 属
職 名
氏 名

このことについて、研究の実施のため下記のとおり立替えを申し込みます。

記

1 補助金等の名称	
2 課題番号	
3 交付等内定額	千円
4 受領予定時期	和暦 年 月 日
5 受領前に使用する理由	
6 立替金額	万円
7 立替期間	和暦 年 月 日から交付決定金額を受領する日の前日まで

記 載 要 領 等

1 作成者について

この「補助金等の受領前使用に係る立替申込書」は、立替を申し込む研究代表者及び研究分担者が作成すること。

2 補助金等の名称欄について

- (1) 補助金等の名称欄には研究費補助金の名称及び研究種目を記載すること。
- (2) 受託研究等にあつては、研究課題とすること。

3 交付等内定額欄について

- (1) 前年度に継続分として翌年度の内約を受けたものにあつては、内約額を記載すること。
- (2) 受託研究等にあつては、契約金額を記載すること。

4 立替金額欄について

- (1) 立替を必要とする金額を計上すること。交付決定通知後の資金の受領が相当の期間遅れる研究費補助金にあつては、交付決定金額とすることができる。
- (2) 他大学等の研究分担者分に係る経費は、除外すること。
- (3) 立替金額の算定にあつては、会計事務担当係と十分連絡をとり、所要額を算定すること。

5 立替期間欄について

当月20日までの申込書を取りまとめて月末に立替を行いますので、立替期間の開始日は、その日を記載すること。

6 その他

- (1) 研究代表者等は、次の各号に定める条件を確認し、提出すること。
 - 一 補助金等の交付又は収納が同一年度内に確実に見込めること。ただし、受託研究等については、当該事業等の制度によりその収納が翌年度となるものにあつてはこの限りでない。
 - 二 補助金等の受領前に使用する理由が明確で、立替えることが真にやむを得ないものであること。

7 提出先

総務課財務係

様式 2 (第 8 条関係)

補助金等の受領前使用に係る立替承認書

和暦 年 月 日

殿

阿南工業高等専門学校 契約担当役
事務部長 ○ ○ ○ ○ [公印省略]

和暦 年 月 日付け申請のあった下記について、立替えを承認します。

記

1 補助金等の名称	
2 課題番号	
3 立替金額	万円
4 立替期間	和暦 年 月 日から交付決定金額を受領する日の前日まで